

高浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について

2022年6月7日
関西電力株式会社

高浜発電所3号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力87万キロワット、定格熱出力266万キロワット）は、第25回定期検査中のところ、本日10時30分頃に運転員が2台ある使用済燃料ピットエリア監視カメラ^{※1}の動作確認を実施していた際に、A-使用済燃料ピットエリア監視カメラの画像が映らないことを確認しました。

このため、同日11時10分に保安規定の運転上の制限^{※2}を満足していない状態にあると判断しました。

使用済燃料ピットには水位計や温度計を設置しており、中央制御室で異常がないことを確認しています。

原因について現在、調査を行っています。

本事象による環境への放射能の影響はありません。

※1：使用済燃料ピット水の状態を監視するためのカメラ。

※2：保安規定第85条において、使用済燃料ピットエリア監視カメラは2個動作可能であることが求められている。

以上

(重大事故等対処設備)

第 85 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 85-1 で定める事項を運転上の制限とする。

- (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備
- (2) 1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備
- (3) 炉心注水をするための設備
- (4) 1次冷却系の減圧をするための設備
- (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備
- (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備
- (7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）をするための設備
- (8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備
- (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
- (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する等のための設備
- (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備
- (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備
- (13) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備
- (14) 電源設備
- (15) 計装設備
- (16) 中央制御室
- (17) 監視測定設備
- (18) 緊急時対策所
- (19) 通信連絡を行うために必要な設備
- (20) その他の設備

2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

- (1) 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、表 85-2 から表 85-21 に定める確認事項を実施する。また、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。

3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 85-2 から表 85-21 の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。

表85-1

項目	運転上の制限
第1項で定める重大事故等対処設備	(1) 表85-2、表85-12 ^{*1} 、表85-16、表85-18および表85-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表85-3から表85-15 ^{*2} 、表85-17、表85-19および表85-21については、各表内に定める ^{*3}

※1：85-12-3が該当

※2：表85-3から表85-15のうち、表85-12については、85-12-1、85-12-1の2、85-12-2および85-12-2の2が該当

※3：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。

85-12-3 使用済燃料ピットの監視

機能	設備	所要数	所要数を満足できない場合の措置※1			確認事項	
			適用モード	条件	措置	完了時間	項目
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位(広域)※2	1個	2個 1号炉 および 2号炉	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が1号炉および2号炉について(EL 31.0 m以上および水温が65 °C以下、3号炉および4号炉についてはEL 31.4 m以上および水温が65 °C以下であることを確認する。 および A.2 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	定期事業者検査時
	使用済燃料ピット温度(AM用)	1個	2個			3ヶ月に1回	計装保修課長
	使用済燃料ピットエリヤ監視カメラ空冷装置※3を含む)	1個	2個		および A.3 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中心とする※4。	速やかに	当直課長
	可搬型使用済燃料ピット水位	1個	2個		1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	計装保修課長
	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリヤモニタ	2個	2個		1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	計装保修課長

機能	設備	所要数を満足できない場合の措置※1				確認事項				
		1号炉 および 2号炉	3号炉 および 4号炉	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
使用済燃料ピットの監視	(1号炉および2号炉) 空冷式非常用発電装置	「85-15-1」	空冷式非常用発電装置からの給電（1号炉および2号炉）において運転上の制限を定める。							
	(3号炉および4号炉) 空冷式非常用発電装置	「85-15-1」	空冷式非常用発電装置からの給電（3号炉および4号炉）において運転上の制限を定める。							
	(1号炉および2号炉) 燃料油貯油そう 空冷式非常用発電装置用給油ポンプ タンクローリー	「85-15-7」	燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備（1号炉および2号炉）において運転上の制限を定める。							
	(3号炉および4号炉) 燃料油貯油そう タンクローリー	「85-15-7」	燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備（3号炉および4号炉）において運転上の制限を定める。							

※1 所要数ごとに個別の条件が適用される。

※2 動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬型貯用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※3 使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置は、1セット1個。

※4 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※5 代替品の補充等。